山形市立東小学校 いじめ防止対策の概要

いじめ防止対策推進法

【第2条】いじめの定義 → いじめとは、児童と一定の人的関係にあるものが行う、心理的または物理的に影響を与える行為(インターネットを通じ艇庫なわれるものを含む)で、当該児童が心身の苦痛に感じているもの

【第4条】いじめの禁止 → 児童等は、いじめを行ってはならない。

【第 13 条】学校のいじめ防止基本方針 → 学校は、学校の実情に応じて自校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針をさだめるものとする。

【第 15 条】学校のいじめ防止 → 学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を培うこtがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【第22条】学校におけるいじめ防止対策のための組織 → 学校に必ず置くものとする。(教職員や心理・福祉等の専門家により構成される組織)

【第23条】学校におけるいじめに対する措置 → 本校のいじめ防止基本方針に反映

【第28条】学校の設置者又は学校による重大事態への対処 → 重大事態の発生防止の組織の設置と重大事態の事実関係を明確にするための調査の実施 他

山 形 県

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例

「山形県いじめ防止基本方針」

他

山形市

【山形市いじめ防止基本方針】 平成28年4月策定

I いじめ問題に対する基本的な考え方

Ⅱ 市が実施する施策等

Ⅲ 学校が実施すべき施策等<下の基本方針に反映>

【山形市 学校教育の重点目標 指導の指針 (H28~H37) 内 P25~30】

Ⅳ 重大事態への対応

いじめ防止に対する基本的な考え

- □ いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- □ いじめは、人間としての存在、人権を根底から否定し、侵害するものであり、決して許されない行為である。
- □ 命は、かけがえのないものであり、自他の生命を大切にしなければならない。
- □ 「いじめは絶対しない、させない」社会の実現のために、日頃からいじめを発生させない自浄作用のある集団 づくりに務める。
- □ 個々の行為が、いじめに当たるか否かは、いじめられた児童の立場に立って判断する。

- ・調査の主体の決定
- 調査組織をつくる
- ・事実関係の究明
- ・調査結果の提供と 報告
- ・再調査等の措置

山形市立東小学校 いじめ防止基本方針

いじめの未然防止の取り組み

- ○教職員の指導について ○児童に育成する力
- ○未然防止に向けた組織 ○児童の主体的な取り組み
- ○家庭や地域との連携について ○日頃の指導の充実

いじめの早期発見への取り組み

- ○早期発見体制の整備 ○定期的なアンケート調査
- ○振り返りノート等の活用 ○教育相談体制の整備
- ○不断の見取りとこまめな情報交換 ○家庭や地域との連携 他

いじめに対する具体的な措置<組織的対応>

- □素早い事実確認 □第1次緊急対応会議と再度の事実確認
- □第2次緊急対応会議 ① 被害児童対応
 - ② 加害児童対応
 - ③ 周辺児童対応
 - ④ 被害児童保護者 及び 加害児童保護者対応

市教委へ連絡・報告

重大事態が発生した!

- ■児童が自殺を企図した。
- ■身体に重大な障害を負った。
- ■金品等に重大な被害を被った。
- ■精神の疾患を発症した。
- ■相当な期間(目安は30日間)欠席 することを余儀なくされた。
- ■重大事態に至ったと児童、保護者 から訴えがあった。

いじめ解消の確認

いじめを起こさせない校内体制の整備 等

- ○教育相談体制の再検討及び整備 ○生徒指導体制の再検討及び整備 ○児童の不断の見取り
- ○校内研修の充実 ○学校評価による振り返り ○家庭や地域とのさらなる協力・連携
- ○「ゆとり」の創造 ○指導力の向上 ○調査等の励行と結果の分析 ○本方針の見直しと改善 他